

令和8年9月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

エアコン、スピーカー（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 6 件
（うちリチウム電池内蔵充電器3件、エアコン2件、
スピーカー（充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 13 件
（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
エアコン（室外機）1件、エアコン1件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）2件、
除湿乾燥機1件、介護ベッド1件、
ポータブルブルーレイプレーヤー1件、
リチウム電池内蔵充電器4件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。（管理番号：A202400150、A202401201、A202401203を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600580	令和8年7月12日	令和8年8月27日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	物置を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月18日
A202600583	令和8年8月15日	令和8年8月27日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から15年以上経過した製品
A202600584	令和8年8月8日	令和8年8月27日	エアコン	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600585	令和8年6月2日	令和8年8月27日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月25日
A202600586	令和8年8月17日	令和8年8月27日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	
A202600587	令和8年8月17日	令和8年8月27日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202600589	令和8年8月18日	令和8年8月28日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A202600590	令和8年8月16日	令和8年8月28日	介護ベッド	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品と床との間に頭部が入った状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202600591	令和8年8月17日	令和8年8月28日	ポータブルブルーレイプレーヤー	火災	当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	